省令別記様式第２（第１６条関係）

**開発行為許可申請書**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 都市計画法第２９条第１項の規定により，開発行為の許可を申請します。  　　　　年　　月　　日  水戸市長　　　　　　　　　様  許可申請者 住所  　　　　　 氏名 | | | | | 手数料 |
| 開発行為の概要 | １ | 開発区域に含まれる地域の名称 | |  | |
| ２ | 開発区域の面積 | | ㎡ | |
| ３ | 予定建築物等の用途 | |  | |
| ４ | 工事施行者住所氏名 | |  | |
| ５ | 工事着手予定年月日 | | 年　　月　　日 | |
| ６ | 工事完了予定年月日 | | 年　　月　　日 | |
| ７ | 自己の居住の用に供するもの，  自己の業務の用に供するもの，  その他のものの別 | |  | |
| ８ | 法第３４条の該当号及び該当する  理由 | |  | |
| ９ | その他必要な事項 | |  | |
| ※　受付番号 | | | 年　　月　　日　第　　　　号 | | |
| ※　許可に付した条件 | | |  | | |
| ※　許可番号 | | | 年　　月　　日　第　　　　号 | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付日付印 | 水　戸　市 | 備考１　許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては，氏名は，その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  　　２　※印のある欄は記載しないこと。  　　３　「法第３４条の該当号及び該当する理由」の欄は，申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。  　　４　「その他必要な事項」の欄には，開発行為を行うことについて，農地法その他の法令による許可，認可等を要する場合には，その手続の状況を記載すること。 |
|  |

開発行為許可申請添付図書一覧表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 図書の名称 | 縮尺 | 備考（明示すべき事項） |
| 1 | 開発行為許可申請書 |  | 正本１部，副本１部 |
| 2 | 委任状 |  | 代理人の住所・氏名，電話番号，FAX番号及び資格（行政書士又は建築士），委任事項，申請者の住所・氏名及び印 |
| 3 | 設計説明書  （市細則様式第１号） |  | ※1，※3 |
| 4 | 新たに設置される公共施設の管理者等に関する書類  （市細則様式第２号） |  | ※1，※3 |
| 5 | 従前の公共施設の管理者等に関する書類  （市細則様式第３号） |  | ※1，※3 |
| 6 | 実測図に基づいて作成した公共施設の新旧対照図 |  | ※1，※3 |
| 7 | 公共施設管理者の同意書  （市細則様式第４号） |  | 関係法令等による書面でも可 |
| 8 | 公共公益施設管理者との協議書 |  |  |
| 9 | 開発区域となるべき土地の登記事項証明書 |  | 申請日から３か月以内のもの |
| 10 | 開発行為の施行等の同意書  （市細則様式第５号） |  | 権利者の印鑑証明書を添付  （同意日前後３か月以内のもの） |
| 11 | 開発区域内権利者一覧表  （市細則様式第５号の２） |  |  |
| 12 | 資金計画書  （省令別記様式第３） |  | ※1，※2，※3 |
| 13 | 資金計画を示す書類 |  | 融資証明書又は残高証明書，工事見積書  ※1，市街化区域内の１ha未満の自己業務用の場合は不要 |
| 14 | 設計者の資格に関する申告書  （市細則様式第６号） |  | １ha未満の場合は不要  （20ha以上の場合は設計経歴書を添付） |
| 15 | 設計者の資格を証する書類 |  | 最終学校の卒業証明書，資格免許等の写し  １ha未満の場合は不要 |
| 16 | 申請者の世帯全員の住民票の  写し又は会社登記事項証明書 |  | 申請日から３か月以内のもの  （住民票の写しは続柄を記載） |
| 17 | 申請者の前年度の納税証明書  （未納の税額がないことの証明） |  | 個人の場合は所得税，法人の場合は法人税  ※1，※2，※3 |
| 18 | 工事施行者の会社登記事項証明書，事業経歴書及び建設業の許可書の写し |  | 会社登記事項証明書は申請日から３か月以内のもの  ※1，※2，※3 |
| 19 | 当該開発行為に関する工事の施行期間中の防災計画に関する書類 |  | ５ha未満の場合は不要 |
| 20 | 開発区域位置図（都市計画図） | 1/50,000以上 | 方位，縮尺，開発区域（朱書） |
| 21 | 開発区域区域図（都市計画図） | 1/2,500以上 | 方位，縮尺，開発区域（朱書） |
| 22 | 案内図（住宅地図） | 1/3,000程度 | 方位，縮尺，開発区域（朱書） |
| 23 | 開発区域となるべき土地の不動産登記法の地図等の写し | 1/600以上 | 方位，縮尺，開発区域（朱書），転写場所，転写日，転写者の氏名  申請日から３か月以内のもの |
| 24 | 地積測量図 | 1/500以上 | 方位，縮尺，実測図による三斜法又は座標計算 |
| 25 | 現況図  （開発区域区域図と兼用可） | 1/2,500以上 | 方位，縮尺，開発区域の境界，標高差を示す等高線，建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状，開発区域内及び開発区域周辺の公共施設並びに公益的施設の位置及び形状，樹木又は樹木の集団の状況（１ha以上の場合），切土又は盛土を行う部分の表土の状況（１ha以上の場合） |
| 26 | 土地利用計画図 | 1/1,000以上 | 方位，縮尺，開発区域の境界，公園，緑地，広場の位置，形状，面積，出入口及びさく又はへいの位置，開発区域内外の道路の位置，形状及び幅員，排水施設の位置，形状及び水の流れの方向，都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置，形状及び名称，消防水利の位置及び形状，調整池の位置及び形状（多目的利用の場合にあっては，専用部分と多目的利用部分の区分），河川その他の公共施設の位置及び形状，予定建築物等の敷地の形状，面積及び出入口，敷地に係る予定建築物等の用途，公益的施設の敷地の位置，形状，名称及び面積，樹木又は樹木の集団の位置，緩衝帯の位置，形状及び幅員，のり面（がけを含む。）の位置及び形状，擁壁の位置及び種類 |
| 27 | 造成計画平面図 | 1/1,000以上 | 方位，縮尺，開発区域の境界，切土又は盛土をする土地の部分（表土の復元等の措置を講ずるときは，その部分を図示），のり面（がけを含む。）の位置及び形状，擁壁の位置，種類及び高さ，道路の位置，形状，幅員及び勾配，予定建築物等の敷地の形状及び計画高 |
| 28 | 造成計画断面図（高低差の著しい箇所について作成） | 1/1,000以上 | 方位，縮尺，開発区域の境界，切土又は盛土をする前後の地盤面，計画地盤高 |
| 29 | 排水施設計画平面図 | 1/500以上 | 方位，縮尺，開発区域の境界，排水区域の区域界，調整池の位置及び形状，道路側溝その他の排水施設の位置，形状及び種類，排水管の勾配及び管径，マンホ－ルの位置及びマンホ－ル間の距離，水の流れの方向，吐口の位置，放流先の名称，位置及び形状，予定建築物等の敷地の形状及び計画高，公共施設の敷地の計画高，のり面（がけを含む。）又は擁壁の位置及び形状 |
| 30 | 排水施設縦断図  （必要と認める場合） | 縦1/100以上  横1/500以上 | マンホールの記号，種類・位置及び深さ，管渠の勾配，マンホ－ル間の距離，管径，土被り，管底高，計画地盤高，地盤高 |
| 31 | 排水施設構造図 | 1/50以上 | 縮尺，仕様，形状，雨水及び汚水の流量計算 |
| 32 | 給水施設計画平面図  （排水施設計画平面図と兼用可） | 1/500以上 | 方位，縮尺，開発区域の境界，給水施設の位置，形状，内のり寸法，取水方法，消火栓の位置，予定建築物等の敷地の形状，計算書　※１ |
| 33 | がけの断面図 | 1/50以上 | 縮尺，がけの高さ，勾配及び土質（土質の種類が２以上であるときは，それぞれの土質及び地層の厚さ），切土又は盛土をする前の地盤面，小段の位置及び幅，がけ面の保護の方法（石張り，芝張り，モルタルの吹付け等） |
| 34 | 擁壁の断面図 | 1/50以上 | 縮尺，擁壁の寸法及び勾配，擁壁の材料の種類及び寸法，裏込めコンクリートの寸法，透水層の位置及び寸法，擁壁を設置する前後の地盤面，基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置，材料及び寸法，鉄筋の位置及び径，水抜穴の位置，擁壁の構造計算等 |
| 35 | 道路横断図  （必要と認める場合） | 1/50以上 | 縮尺，幅員構成，舗装構造，横断勾配，埋設管の位置，形状及び寸法 |
| 36 | 道路縦断図  （必要と認める場合） | 縦1/100以上  横1/500以上 | 縮尺，側点，勾配，計画高，地盤高，単距離，追加距離，基準線（DL） |
| 37 | 開発登録簿用の図面 | 1/1,000以上 | 土地利用計画図を１部 |
| 38 | 法第34条各号に該当する開発行為であることを証する図書 |  | 別表 |
| 39 | その他市長が必要と認める図書 |  |  |

※1　自己居住用の場合は不要

※2　１ha未満の自己業務用の場合は不要

※3　0.1ha未満の場合は省略することができる。

※4　設計図（6,24～37）には，作成した者がその氏名を記載すること。

別表　法第34条各号に該当する開発行為であることを証する図書の例

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法第34条の該当号とその理由 | | 図書の名称 | 備考（明示すべき事項） |
| １号～14号共通 | | 1土地の権利関係を示す書類  2建築物等の平面図  3建築物等の立面図  4自己用住宅を建築する理由書（自己用住宅の場合）  5現住居の状況を示す書類（自己用住宅の場合） | 売買契約書，貸借契約書，贈与契約書・贈与者の印鑑登録証明書等  縮尺（1/100程度），建築物等の構造，建築面積，床面積，求積図  縮尺（1/100程度），建築物等の高さ  建物登記事項証明書，建物の賃貸借契約書，入居証明書等 |
| １ | 公益上必要な建築物 | 1事業計画書  2連たん図 | 事業内容，雇用計画，駐車台数  都市計画図(1/2,500)及び住宅地図 |
| 日常生活に必要な物品の販売店舗等 | 1事業計画書  2個別法による免許等  3連たん図 | 事業内容，収支内訳，提供品目，雇用計画，駐車台数  必要な場合  都市計画図(1/2,500)及び住宅地図 |
| ２ | 鉱物資源，観光資源等の  有効な利用上必要な施設 | 1事業計画書 | 事業内容，雇用計画，駐車台数 |
| ４ | 農林漁業用建築物及び農林水産物の処理等に必要な施設 | 1事業計画書  2農林水産物の集出荷等に関する契約書等 | 事業内容，雇用計画，駐車台数 |
| ７ | 既存工場と密接な関連を有する施設 | 1事業計画書  2密接な関連を示す書類  3既存工場の図面 | 事業内容，雇用計画，駐車台数  生産物の原料又は部品の取引の割合  建築物等の配置図，平面図，立面図 |
| ８ | 危険物の貯蔵又は処理に供する施設 | 1事業計画書  2危険物調書 | 事業内容，雇用計画，駐車台数  種別，数量 |
| 8-2 | 開発不適地に存する施設の移転 | 1事業計画書  （住宅の場合は不要）  2移転前の施設の状況を示す書類 | 事業内容，雇用計画，駐車台数  建物登記事項証明書，除却する旨の確約書・印鑑証明書等 |
| ９ | 市街化区域内において建築等が困難又は不適当な施設 | 1事業計画書 | 事業内容，雇用計画，駐車台数 |
| 11 | 条例で指定する土地の区域内における開発行為 | 1事業計画書  （住宅の場合は不要） | 事業内容，雇用計画，駐車台数 |
| 12 | 条例で区域，目的等を限り定められた開発行為 | | |
|  | 市条例第６条第１項第１号（遊休宅地） | 1適法性を証する書類  2連たん図 | 建物登記事項証明書等  都市計画図(1/2,500)及び住宅地図 |
|  | 市条例第６条第１項第２号（既存集落） | 1出身要件を証する書類  2連たん図 | 区域区分日前の本籍・住所，10年居住等  都市計画図(1/2,500)及び住宅地図 |
|  | 市条例第６条第１項第３号（小規模既存集落） | 1出身要件を証する書類  2連たん図  3農用地区域図 | 区域区分日前の本籍・住所  都市計画図(1/2,500)及び住宅地図 |
|  | 市条例第６条第１項第４号（世帯分離） | 1申請者の戸籍謄本  2適法性を証する書類  3母屋の世帯全員の住民票の写し  4全体配置図 | 申請日から３か月以内のもの  母屋の建物登記事項証明書等  続柄を記載した申請日から３か月以内のもの  申請地及び母屋敷地 |
|  | 市条例第６条第１項第５号（道路位置指定） | 1連たん図 | 都市計画図(1/2,500)及び住宅地図 |
|  | 市条例第６条第２項  （指定区域内の大規模な工場施設等） | 1事業計画書 | 事業内容，雇用計画，駐車台数 |
| 14 | 開発審査会の議を経て許可する開発行為 | | |
|  | 提案基準１  （有料老人ホーム） | 1事業計画書 | 事業内容，雇用計画，駐車台数，協力医療機関，協力歯科医療機関 |
|  | 提案基準２  （社寺仏閣） | 1事業計画書  2信者の状況を示す図書 | 事業内容，雇用計画，駐車台数  50世帯以上の名簿及び分布図 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 提案基準３  （土地区画整理事業による移転） | 1事業計画書  （住宅の場合は不要）  2要件を証する書類 | 事業内容，雇用計画，駐車台数  移転の必要性 |
|  | 提案基準４  （廃棄物処理施設等） | 1事業計画書  2個別法による許可等 | 事業内容，雇用計画，駐車台数  廃棄物部局との事前協議，建築基準法第51条ただし書の許可等 |
|  | 提案基準５  （福利厚生施設） | 1事業計画書 | 事業内容，雇用計画，駐車台数 |
|  | 提案基準６  （用途変更） | 1事業計画書  2適法性を証する書類  3理由書 | 事業内容，雇用計画，駐車台数  建物登記事項証明書等  用途を変更しようとする理由 |
|  | 提案基準７  （既存工場施設等の敷地拡張） | 1事業計画書  2適法性を証する書類  3理由書 | 事業内容，雇用計画，駐車台数  建物登記事項証明書等  敷地を拡張せざるを得ない理由 |
|  | 提案基準８  （地域振興に資する工場施設等） | 1事業計画書 | 事業内容，雇用計画，駐車台数 |
|  | 包括承認基準１  （指定既存集落） | 1出身要件を証する書類  2指定既存集落区域図 | 区域区分日前の住所  ３haの区域に24戸以上 |
|  | 包括承認基準２  （指定既存集落） | 1事業計画書  2出身要件を証する書類  3指定既存集落区域図 | 事業内容，雇用計画，駐車台数  区域区分日前の住所  ３haの区域に24戸以上 |
|  | 包括承認基準３  （公共移転） | 1事業計画書  （住宅の場合は不要）  2移転補償契約書 | 事業内容，雇用計画，駐車台数  正本に写し，副本に原本 |
|  | 包括承認基準５  （敷地拡張） | 1適法性を証する書類 | 建物登記事項証明書等 |
|  | 包括承認基準６  （用途変更） | 1要件を証する書類 | 建物登記事項証明書等 |
|  | 包括承認基準７  （使用者の変更） | 1事業計画書  2適法性を証する書類  3理由書 | 事業内容，雇用計画，駐車台数  建物登記事項証明書等  使用者を変更しようとする理由 |
|  | 包括承認基準８  （小規模作業所） | 1事業計画書  2出身要件を証する書類  3連たん図 | 事業内容，雇用計画，駐車台数  区域区分日前の住所等  都市計画図(1/2,500)及び住宅地図 |
|  | 包括承認基準９  （浸水想定区域における開発行為等） | 1事業計画書  （住宅の場合は不要）  2安全上及び避難上の対策を示す図書 | 事業内容，雇用計画，駐車台数  居室の高床化，地盤面の嵩上げ，指定避難所の位置，避難経路等 |
|  | 包括承認基準10  （流通業務施設） | 1事業計画書 | 事業内容，雇用計画，駐車台数 |
|  | 包括承認基準11  （運動・レジャー施設） | 1事業計画書 | 事業内容，雇用計画，駐車台数 |
|  | 包括承認基準12  （介護老人保健施設） | 1事業計画書 | 事業内容，雇用計画，駐車台数，協力病院，協力歯科医療機関 |
|  | 包括承認基準13  （学校） | 1事業計画書 | 事業内容，雇用計画，駐車台数 |
|  | 包括承認基準14  （医療施設） | 1事業計画書 | 事業内容，雇用計画，駐車台数 |
|  | 包括承認基準15  （社会福祉施設） | 1事業計画書 | 事業内容，雇用計画，駐車台数 |
|  | 包括承認基準16  （調剤薬局） | 1事業計画書  2個別法による免許 | 事業内容，雇用計画，駐車台数  薬剤師の免許 |
|  | 包括承認基準17  （複合施設） | 1事業計画書 | 事業内容，雇用計画，駐車台数 |
|  | 包括承認基準18  （既存宅地） | 1宅地要件を証する書類  2連たん図 | 建物登記事項証明書，区域区分日前の航空写真，既存宅地確認の写し等  都市計画図(1/2,500)及び住宅地図 |

※　設計図には，作成した者がその氏名を記載すること。

開発行為許可申請（小規模）添付図書一覧表

（自己用住宅）

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 開発行為許可申請書（正本１部，副本１部）　　　　　　　　　**＜省令別記様式第２＞** |
| ２ | 委任状　　代理人の住所・氏名，電話番号，FAX番号及び資格（行政書士又は建築士），  　　　　　委任事項，申請者の住所・氏名及び印 |
| ３ | 自己用住宅を建築する理由書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**＜別紙様式＞** |
| 現住居の状況を示す書類　　建物登記事項証明書，建物の賃貸借契約書，入居証明書等 |
| 家族の状況のわかるもの　　　世帯全員の住民票の写し（続柄を記載したもの）  既存集落等で要件の確認が必要な場合…戸籍謄本等を適宜添付  （例）親族との関係…戸籍謄本  　　　区域区分日前の本籍…改製原戸籍謄本  　　　区域区分日前の住所，10年以上居住…改製原戸籍附票等 |
| ４ | 開発区域となるべき土地の土地登記事項証明書 |
| ５ | 公共施設管理者の同意書　道路工事施工承認書，道路占用許可書，排水設備接続許可書等 |
| ６ | 開発行為の施行等の同意書（権利者の印鑑証明書を添付）　　　**＜市細則様式第５号＞** |
| ７ | 開発区域内権利者一覧表　　　　　　　　　　　　　　　　**＜市細則様式第５号の２＞** |
| ８ | 土地の権利関係　　売買契約書，貸借契約書，贈与契約書・贈与者の印鑑登録証明書 |
| ９ | 位置図（都市計画図1/20,000程度），案内図（住宅地図） |
| 10 | 連たん図（既存集落の場合）　　住宅地図及び都市計画図（1/2,500）  　　　　　　　　　　　　　　　宅地間距離及び連たんする住宅の番号記入 |
| 11 | 開発区域となるべき土地の不動産登記法の地図等の写し  　　方位，縮尺，開発区域（朱書），転写場所，転写日，転写者の氏名 |
| 12 | 地積測量図（1/100程度）　　方位，縮尺，実測図による三斜法又は座標計算 |
| 13 | 現況図及び造成計画図（1/100程度）　※土地利用計画図と兼用可  方位，縮尺，開発区域の境界，切土又は盛土をする土地の部分，のり面（がけを含む。）の位置及び形状，擁壁の位置，種類及び高さ |
| 14 | 土地利用計画図（1/100程度）  方位，縮尺，開発区域の境界，公共施設の位置及び形状，敷地の形状及び出入口，駐車スペース |
| 15 | 排水施設計画図（1/100程度）　※土地利用計画図と兼用可  方位，縮尺，開発区域の境界，排水区域の区域界，給排水施設の位置，種類，材料，形状，内のり寸法，勾配，水の流れの方向，吐口の位置，放流先の名称 |
| 16 | 排水施設構造図　　縮尺，仕様，形状，雨水及び汚水の流量計算 |
| 17 | 擁壁の断面図（1/50程度）  縮尺，擁壁の寸法及び勾配，擁壁の材料の種類及び寸法，裏込めコンクリートの寸法，透水層の位置及び寸法，擁壁を設置する前後の地盤面，基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置，材料及び寸法，鉄筋の位置及び径，水抜穴の位置，擁壁の構造計算等 |
| 18 | 建築物の平面図（1/100程度）　　縮尺，建築物の構造，建築面積，床面積，求積図 |
| 19 | 建築物の立面図（1/100程度）　　縮尺，建築物の高さ |
| 20 | 開発登録簿用の図面　　土地利用計画図（Ａ３で１部） |
| 21 | その他市長が必要と認める図書  　　（例）埋蔵文化財包蔵地…水戸市教育委員会教育長からの通知  　　　　　水路の占用…法定外公共物占用等許可書 |

※１　登記事項証明書，不動産登記法の地図等の写し，住民票の写し，戸籍謄本等は３ヶ月以内

※２　設計図（12～20）には，作成した者がその氏名を記載すること。

開発行為許可申請（小規模）添付図書一覧表

（店舗：法第34条第１号）

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 開発行為許可申請書（正本１部，副本１部）　　　　　　　　　**＜省令別記様式第２＞** |
| ２ | 委任状　　代理人の住所・氏名，電話番号，FAX番号及び資格（行政書士又は建築士），  　　　　　委任事項，申請者の住所・氏名及び印 |
| ３ | 申請者の住民票の写し又は会社登記事項証明書 |
| ４ | 事業計画書　　事業内容（店舗名，業種，規模，営業時間等），収支内訳（周辺集落から見込みで算出），提供品目（品名及び料金表），雇用計画，駐車台数 |
| ５ | 個別法による免許等　※必要な場合 |
| ６ | 開発区域となるべき土地の土地登記事項証明書 |
| ７ | 公共施設管理者の同意書　道路工事施工承認書，道路占用許可書，排水設備接続許可書等 |
| ８ | 開発行為の施行等の同意書（権利者の印鑑証明書を添付）　　　**＜市細則様式第５号＞** |
| ９ | 開発区域内権利者一覧表　　　　　　　　　　　　　　　　**＜市細則様式第５号の２＞** |
| 10 | 土地の権利関係　　売買契約書，貸借契約書，贈与契約書・贈与者の印鑑登録証明書 |
| 11 | 資金計画を示す書類　　融資証明書又は残高証明書，工事見積書 |
| 12 | 位置図（都市計画図1/20,000程度），案内図（住宅地図） |
| 13 | 連たん図　　住宅地図及び都市計画図（1/2,500）  　　　　　　宅地間距離及び連たんする住宅の番号記入 |
| 14 | 開発区域となるべき土地の不動産登記法の地図等の写し  　　方位，縮尺，開発区域（朱書），転写場所，転写日，転写者の氏名 |
| 15 | 地積測量図（1/100程度）　　方位，縮尺，実測図による三斜法又は座標計算 |
| 16 | 現況図及び造成計画図（1/100程度）　※土地利用計画図と兼用可  方位，縮尺，開発区域の境界，切土又は盛土をする土地の部分，のり面（がけを含む。）の位置及び形状，擁壁の位置，種類及び高さ |
| 17 | 土地利用計画図（1/100程度）  方位，縮尺，開発区域の境界，公共施設の位置及び形状，敷地の形状及び出入口，駐車スペース |
| 18 | 排水施設計画図（1/100程度）　※土地利用計画図と兼用可  方位，縮尺，開発区域の境界，排水区域の区域界，給排水施設の位置，種類，材料，形状，内のり寸法，勾配，水の流れの方向，吐口の位置，放流先の名称 |
| 19 | 排水施設構造図　　縮尺，仕様，形状，雨水及び汚水の流量計算 |
| 20 | 擁壁の断面図（1/50程度）  縮尺，擁壁の寸法及び勾配，擁壁の材料の種類及び寸法，裏込めコンクリートの寸法，透水層の位置及び寸法，擁壁を設置する前後の地盤面，基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置，材料及び寸法，鉄筋の位置及び径，水抜穴の位置，擁壁の構造計算等 |
| 21 | 建築物の平面図（1/100程度）　　縮尺，建築物の構造，建築面積，床面積，求積図，レイアウト |
| 22 | 建築物の立面図（1/100程度）　　縮尺，建築物の高さ，看板 |
| 23 | 開発登録簿用の図面　　土地利用計画図（Ａ３で１部） |
| 24 | その他市長が必要と認める図書  　　（例）埋蔵文化財包蔵地…水戸市教育委員会教育長からの通知  　　　　　水路の占用…法定外公共物占用等許可書 |

※１　登記事項証明書，不動産登記法の地図等の写し，住民票の写し，戸籍謄本等は３ヶ月以内

※２　設計図（15～23）には，作成した者がその氏名を記載すること。

開発行為許可申請（小規模）添付図書一覧表

（その他の場合で最低限必要なもの）

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 開発行為許可申請書（正本１部，副本１部）　　　　　　　　　**＜省令別記様式第２＞** |
| ２ | 委任状　　代理人の住所・氏名，電話番号，FAX番号及び資格（行政書士又は建築士），  　　　　　委任事項，申請者の住所・氏名及び印 |
| ３ | 申請者の住民票の写し又は会社登記事項証明書 |
| ４ | 開発区域となるべき土地の土地登記事項証明書 |
| ５ | 公共施設管理者の同意書　道路工事施工承認書，道路占用許可書，排水設備接続許可書等 |
| ６ | 開発行為の施行等の同意書（権利者の印鑑証明書を添付）　　　**＜市細則様式第５号＞** |
| ７ | 開発区域内権利者一覧表　　　　　　　　　　　　　　　　**＜市細則様式第５号の２＞** |
| ８ | 土地の権利関係　　売買契約書，貸借契約書，贈与契約書・贈与者の印鑑登録証明書 |
| ９ | 資金計画を示す書類　　融資証明書又は残高証明書，工事見積書 |
| 10 | 位置図（都市計画図1/20,000程度），案内図（住宅地図） |
| 11 | 開発区域となるべき土地の不動産登記法の地図等の写し  　　方位，縮尺，開発区域（朱書），転写場所，転写日，転写者の氏名 |
| 12 | 地積測量図（1/100程度）　　方位，縮尺，実測図による三斜法又は座標計算 |
| 13 | 現況図及び造成計画図（1/100程度）　※土地利用計画図と兼用可  方位，縮尺，開発区域の境界，切土又は盛土をする土地の部分，のり面（がけを含む。）の位置及び形状，擁壁の位置，種類及び高さ |
| 14 | 土地利用計画図（1/100程度）  方位，縮尺，開発区域の境界，公共施設の位置及び形状，敷地の形状及び出入口，駐車スペース |
| 15 | 排水施設計画図（1/100程度）　※土地利用計画図と兼用可  方位，縮尺，開発区域の境界，排水区域の区域界，給排水施設の位置，種類，材料，形状，内のり寸法，勾配，水の流れの方向，吐口の位置，放流先の名称 |
| 16 | 排水施設構造図　　縮尺，仕様，形状，雨水及び汚水の流量計算 |
| 17 | 擁壁の断面図（1/50程度）  縮尺，擁壁の寸法及び勾配，擁壁の材料の種類及び寸法，裏込めコンクリートの寸法，透水層の位置及び寸法，擁壁を設置する前後の地盤面，基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置，材料及び寸法，鉄筋の位置及び径，水抜穴の位置，擁壁の構造計算等 |
| 18 | 建築物の平面図（1/100程度）　　縮尺，建築物の構造，建築面積，床面積，求積図，レイアウト |
| 19 | 建築物の立面図（1/100程度）　　縮尺，建築物の高さ |
| 20 | 開発登録簿用の図面　　土地利用計画図（Ａ３で１部） |
| 21 | その他市長が必要と認める図書  　　（例）埋蔵文化財包蔵地…水戸市教育委員会教育長からの通知  　　　　　水路の占用…法定外公共物占用等許可書 |

※１　登記事項証明書，不動産登記法の地図等の写し，住民票の写し，戸籍謄本等は３ヶ月以内

※２　設計図（12～20）には，作成した者がその氏名を記載すること。